

委員会提出議案第1号説明資料

伊達市議会個人情報保護条例の概要

1 制定の趣旨

「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)の改正により、法の規定が地方公共団体に直接適用されることになるが、地方公共団体を含む議会については法の適用対象から除かれるため、これまで、本市の個人情報保護条例の規定対象であった伊達市議会が保有する個人情報の保護について、引き続き、適正な取扱いに関する必要事項を規定するため、条例を制定するものである。

2 制定の内容

(1) 第1章 総則(第1条―第3条)

個人情報の適切な取扱いや個人の権利利益の保護などの条例を制定する目的、「個人情報」など各種用語の定義及び議会の責務について規定

(2) 第2章 個人情報等の取扱い(第4条―第16条)

個人情報の保有の制限や利用目的の明示など、議会における個人情報等の取扱いについて規定

(3) 第3章 個人情報ファイル(第17条)

個人情報ファイル簿について規定

(4) 第4章 開示、訂正及び利用停止(第18条―第46条)

個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求及び審査請求に係る手続について規定

(5) 第5章 雑則(第47条―第52条)

保有個人情報の適用除外や施行の状況の公表などの雑則について規定

(6) 第6章 罰則(第53条―第57条)

職員などが正当な理由がないのに他者に情報を提供した場合の罰則などについて規定

※上記について、法の適用を受ける市と差異が生じないよう伊達市個人情報保護条例と整合性を図り制定

3 施行日

令和5年4月1日